



老介発0627第1号
平成23年6月27日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する
利用料の免除等の運用について」の一部改正について

東日本大震災により被災された介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用については、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日老介発0516第1号。以下「課長通知」という。）で示したところである。

今般、平成23年6月16日に、原子力災害対策本部が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」を定め、そこに居住する住民の方に対する注意喚起、避難の支援や促進を行う方針を示したことを踏まえ、介護保険関係の特例措置についても適用となるよう、別添のとおり改正するので、管内市町村（特別区を含む）のほか、被保険者、介護サービス事業者、関係団体等関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段の御配慮をお願いします。

(別添)

改正後 (新)	改正前 (旧)
第1 利用料の免除の取扱いについて 1 利用料免除の対象者について (1) ①～⑦ (略) ⑧ 特定避難勧奨地点(原子力災害特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるときとして特定した住居をいう。以下同じ。)に居住しているため、避難を行っている者 (2) 次のような者は、(1) ①から⑧までに掲げる被保険者に準じて利用料免除の対象者として差し支えない。なお、認定に当たり市町村は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するようお願いする。 ① (略) ② 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示があった日、同法	第1 利用料の免除の取扱いについて 1 利用料免除の対象者について (1) ①～⑦ (略) (新設) (2) 次のような者は、(1) ①から⑦までに掲げる被保険者に準じて利用料免除の対象者として差し支えない。なお、認定に当たり市町村は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するようお願いする。 ① (略) ② 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示があった日又は同

法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示があった日以降に、新たに結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者 (3) (略) 2 利用料免除の適用期間について (1) 1の利用料免除は、平成23年3月11日(1)⑥又は⑦に該当する被保険者については、指示があった日、1(2)①又は②に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなった日から、局長通知第三の一の①に定めるとおり、平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に1に規定する利用料免除の対象者(以下「免除対象被保険者」という。)が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、1(1)③に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた介護サービスについて、1(1)⑥若しくは⑦又は(2)②に該当する	第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示があった日又は特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日以降に、新たに結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者 (3) (略) 2 利用料免除の適用期間について (1) 1の利用料免除は、平成23年3月11日(1)⑥又は⑦に該当する被保険者については、指示があった日、⑧に該当する被保険者については、特定避難勧奨地点として、特定した旨の通知があった日から、1(2)①又は②に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなった日から、局長通知第三の一の①に定めるとおり、平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に1に規定する利用料免除の対象者(以下「免除対象被保険者」という。)が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、1(1)③に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らか
--	--

となるまでの間に受けた介護サービスについて、1 (1) ⑥、⑦若しくは⑧又は(2)に該当する被 保険者であって同日までの間において当該指示又 は特定が解除されたものについては、別途定める日 までの間に受けた介護サービスについて、それぞれ 適用するものとする。 (2) (略) 3 免除証明書について (1) ～ (6) (略) (7) 1 (1) ③に該当するものについては、市町村が <u>避難した世帯に対して被災証明書を発行する際に</u> <u>併せて免除証明書の交付が可能となるよう、関係部</u> <u>署と十分連携を図ること。</u> 4 利用料免除の申請手続きについて (1) (略) (2) (略) ①～⑤ (略) ⑥ <u>特定避難勧奨地点として原子力災害現地对策</u> <u>本部の長の特定の対象となっている場合</u> <u>原子力災害現地对策本部の長が特定避難勧奨地</u>	被保険者であって同日までの間において当該指示 が解除されたものについては、別途定める日までの 間に受けた介護サービスについて、それぞれ適用す るものとする。 (2) (略) 3 免除証明書について (1) ～ (6) (略) (新設) 4 利用料免除の申請手続きについて (1) (略) (2) (略) ①～⑤ (略) (新設)
--	--

点として特定した住居に居住しているため、避難を行って<u>いることが確認できるもの</u> (3) ~ (5) (略) 5 (略) 第2 食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて 1 (略) 2 食費及び居住費等に関する補助の適用期間について (1) 1の食費及び居住費等に関する補助は、平成23年3月11日(第1の1(1)⑤又は⑦に該当する被保険者については指示があった日、⑧に該当する被保険者については、<u>特定避難勧奨地点として、特定した旨の通知があった日、第1の1(2)①又は②に該当する被保険者については、免除を受ける世帯に属することとなった日</u>)から、局長通知第2①、3①及び4①に定めるとおり、平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に、免除対象被保険者が受けた特定介護サービス、特定介護予防サービス又は旧措置入所者に係る指定介護福祉施設サービスについて適用する。	(3) ~ (5) (略) 5 (略) 第2 食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて 1 (略) 2 食費及び居住費等に関する補助の適用期間について (1) 1の食費及び居住費等に関する補助は、平成23年3月11日(第1の1(1)⑥又は⑦に該当する被保険者については指示があった日、第1の1(2)①又は②に該当する被保険者については、免除を受ける世帯に属することとなった日)から、局長通知第三の一の2①、3①及び4①に定めるとおり、平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に、免除対象被保険者が受けた特定介護サービス、特定介護予防サービス又は旧措置入所者に係る指定介護福祉施設サービスについて適用する。
---	---

(2) (略) 3 認定証について (1) (略) (2) その他の取扱いについては、第1の3(2)から <u>(7)</u>までに定める取扱いに準じる。 4～6 (略)	(2) (略) 3 認定証について (1) (略) (2) その他の取扱いについては、第1の3(2)から <u>(6)</u>までに定める取扱いに準じる。 4～6 (略)
第3 利用料の免除等に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災における利用料の免除並びに食費及び居住費等の補助に係る保険者の対応については、第一次補正予算に計上された<u>介護保険災害臨時特例補助金</u>により国庫補助を行うこととし、交付要綱は別途通知する。	第3 利用料の免除等に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災における利用料の免除並びに食費及び居住費等の補助に係る保険者の対応については、第一次補正予算に計上された<u>介護保険特別対策費補助金</u>により国庫補助を行うこととし、交付要綱は別途通知する。
第4 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災による被害を受けたことにより保険料を減免された被保険者の減免額については、第一次補正予算に計上された<u>介護保険災害臨時特例補助金</u>により	第4 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災による被害を受けたことにより保険料を減免された被保険者の減免額については、第一次補正予算に計上された<u>介護保険特別対策費補助金</u>により国

庫補助をこととし、国庫補助の算定に当たっての基準は別途通知する。	国庫補助を行うこととし、国庫補助の算定に当たっての基準は別途通知する。
---	--

(改正後全文)

老介発0516第1号

平成23年5月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する
利用料の免除等の運用について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。）等の施行に伴う介護保険法（平成9年法律第123号）等の規定の特例の内容については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における介護保険関係規定等の施行について」（平成23年5月2日付け老発0502第1号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）において示されているところであるが、今般の東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の特例措置につき、その運用に当たっての留意事項を下記のとおり通知するので、当該特例措置が被災した介護保険の被保険者に遺漏なく適用されるよう、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）のほか、被保険者、介護サービス事業者、関係団体等関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段の御配慮をお願いします。

記

第1 利用料の免除の取扱いについて

1 利用料免除の対象者について

（1）次に該当する被保険者は、介護保険法第50条又は第60条の規定による利用料免除の対象者として差し支えない。

① 平成23年3月11日に震災特別法第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、当該者若しくはその属する世帯の生計を主として維持する者が住宅、家財若しくはその他の財産について著しい損害を受けた者又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する者

- ② 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者（世帯主を想定しているが、所得に関する証明書等により、生計維持関係が判別できる場合は、柔軟に判断して差し支えない。以下同じ。）が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した者
- ③ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者

※ 指示があった日は、現時点では、以下のとおりである。

福島第1原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月11日
福島第1原子力発電所から半径10～20km圏内の地域	3月12日
福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月12日
福島第1原子力発電所から半径20km～30km圏内の地域	3月15日

- ⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者

※ 指示があった日は、現時点では、4月22日である。

- ⑧ 特定避難勧奨地点（原子力災害特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っている者

（2）次のような者は、（1）①から⑧までに掲げる被保険者に準じて利用料免除の対象者として差し支えない。なお、認定に当たり市町村は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するようお願いする。

- ① 平成23年3月11日以降に新たに結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者
- ② 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示があった日、同法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示があった日又は特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日以降に、新たに結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯

に属することとなった者

- (3) (1) 及び (2) に該当する被保険者であって、平成23年3月11日以降に特定被災区域から他の市町村に転入した者についても、利用料免除の対象者とする。

2 利用料免除の適用期間について

- (1) 1の利用料免除は、平成23年3月11日(1)(1)⑥又は⑦に該当する被保険者については、指示があった日、⑧に該当する被保険者については、特定避難勧奨地点として、特定した旨の通知があった日から、1(2)①又は②に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなった日から、局長通知第三の一の①に定めるとおり、平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に1に規定する利用料免除の対象者(以下「免除対象被保険者」という。)が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、1(1)③に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた介護サービスについて、1(1)⑥、⑦若しくは⑧又は(2)②に該当する被保険者であって同日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間に受けた介護サービスについて、それぞれ適用するものとする。
- (2) (1)の厚生労働大臣が定める日は、現在のところ平成24年2月29日を予定している。

3 免除証明書について

- (1) 免除対象被保険者は、介護サービス事業者から介護サービスを受ける際に、利用料免除証明書(以下「免除証明書」という。)を被保険者証に添えて当該介護サービス事業者に提示しなければならない。
- ※ 免除証明書の様式については、各市町村において用いられているものを利用し
ていただきたい。
- (2) 免除対象被保険者は、あらかじめ市町村に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとする。
- (3) (1)にかかわらず、市町村による免除証明書の発行準備のため、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」(平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡)及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成23年3月17日、22日、23日及び24日並びに4月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)により行われている利用料の支払猶予の取扱いを平成23年6月末日まで継続することとし、この間に市町村は免除証明書を速やかに発行するよう努め、同年7月1日以降については、免除対象被保険者は被保険者証に免除証明書を添えて介護サービスを受けるものとする。
- (4) 支払猶予期間中、利用料の支払猶予を受けて介護サービスを受けた免除対象被保険者の費用の支払いについては、免除証明書を提示して介護サービスを受けたものと同様の取扱いとすること。

- (5) (1) から (3) までにかかわらず、著しい行政機能の障害があることや、大部分の住民が避難指示等の対象となり行政事務が混乱していること等の理由により、平成23年6月末日までに免除証明書を発行することが困難である旨の申出を行った市町村（震災特別法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体に限る。）の免除対象被保険者については、同年7月1日以降も当分の間、利用料の支払猶予を継続するので、該当する市町村は、別添様式第1により、同年5月25日までに、県を通じて厚生労働省老健局介護保険計画課に連絡をお願いします。

※ なお、免除証明書の交付に当たっては、申請手続の完了を待つことなく交付することを可能にするなど市町村の事務手続きの簡素化を図っているところであり、また免除証明書の交付は被保険者及び介護サービス事業者の負担軽減に資することも考慮し、この特例的な取扱いの申出は、やむを得ない場合に限ること。

また、申出当初に予定されていた免除証明書の交付完了時期を変更する必要がある場合においては、交付完了時期を早めるときは、変更後の交付完了時期の属する月の前々月の末日までに、交付完了時期を遅らせるときは、当初の交付完了時期の属する月の前々月の末日までに、変更後の交付完了時期を別記様式第1に記載の上、再度、県を通じて当課に申し出る。

- (6) (5) の申出を行った市町村のうち、その全域が1 (1) ⑥又は⑦の指示の対象地域となっているものについては、被保険者が介護サービス事業者において被保険者証を提示すれば、当該被保険者証に記載された住所により、介護サービス事業者が免除対象被保険者であることが判断可能であることから、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができる。

※ 現時点では、福島県広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村が当該市町村に該当している。

- (7) 1 (1) ⑧に該当するものについては、市町村が避難した世帯に対して被災証明書を発行する際に併せて免除証明書の交付が可能となるよう、関係部署と十分連携を図ること。

4 利用料免除の申請手続について

- (1) 利用料免除の申請手続は、介護保険法第50条又は第60条の規定による利用料の減免を受けるに当たり必要な手続と同様とする。

ただし、り災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、申請に当たり必要な添付書類等を省略する等の柔軟な取扱いを行って差し支えない。

- (2) 免除対象被保険者に該当する旨を証明する書類には次のようなものが考えられる。

- ① 当該者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合

り災証明書・被災証明書（ただし、航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、1 (1) ①に規定する市町村に住所を有していた世帯について長期避難世帯として取り扱う場合であって当該市町村に住所を有していることが確認できるときは、書類の提出を要しない。）

② 主たる生計維持者が死亡又は心身に重大な障害を負った場合

イ 主たる生計維持者が死亡した場合

i 死体検案書・被検案書

ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書

iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書

iv 警察の発行する死体検案書

ロ 主たる生計維持者が心身に重大な障害を負った場合
医師の診断書

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

④ 東日本大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し現在収入がない場合

i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（廃業証明書、休業損害証明書等）

ii 主たる生計維持者による申立書及び事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）

⑤ 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合、又は同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（市町村において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）

⑥ 特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策本部の長の特定の対象となっている場合

原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っていることが確認できるもの

(3) (2) に掲げる書類の入手が困難である場合には、申請者による申立てを認める。
この場合、親類又は知人による証明を受けることが好ましい。

(4) 平成23年6月末日までは利用料の支払猶予の取扱いが継続されるが、同年7月1日以降は、免除証明書を介護サービス事業者に提出しない場合には利用料の支払いが必要となる。この免除証明書交付の申請について、被保険者に対して十分な周知の徹底に努められたい（ただし、3（5）により平成23年7月1日以降も利用料の支払猶予を行う市町村を除く。）。

(5) (1) による免除申請を受けた市町村は、免除対象被保険者である旨の認定を行った場合には、免除証明書を当該認定に係る被保険者に対して交付する。また、免除証明書を交付する際には、当該認定に係る被保険者に対し、介護サービス事業者に

において介護サービスを受ける際に被保険者証に添えて当該免除証明書を提示するよう指導するとともに、次に掲げる事項について周知をお願いする。

- ① 介護サービス事業者に免除証明書を提示した場合に、利用料の免除がされる。
- ② 被保険者証の記載事項に変更があったときは、被保険者証の記載事項の変更と併せ免除証明書の記載事項について変更を行う必要がある。
- ③ 免除証明書を喪失等した場合には、その再交付を受ける必要がある。
- ④ 被保険者資格を喪失した場合や免除対象被保険者に該当しなくなった場合、免除証明書の有効期限に達した場合には、免除証明書を返還しなければならない。

5 利用料の還付について

(1) 次に掲げる者が介護サービス事業者から介護サービスを受けた際に当該介護サービス事業者を支払った利用料については、市町村に申請を行うことにより、市町村から還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額介護サービス費の支給を受けている場合等においては、市町村は、当該支給額を控除した額を還付するものとする。

- ① 平成23年6月末日までの支払猶予期間に1(1)から(3)までのいずれかに該当していたが、利用料の支払いを行った者
- ② 支払猶予期間の終了後であって、市町村の事情によって免除証明書の交付を受けていない免除対象被保険者その他の免除証明書を介護サービス事業者に提示しなかったことがやむを得ないと認められる免除対象被保険者

(2) (1)により利用料の還付を受けようとする者は、申請書に理由を記載した上で市町村に申請し、当該申請書には、介護サービス事業者が発行した領収証又は既に支払った利用料の額を確認できる書類を添付する。

(3) (2)の申請書の提出と併せて利用料免除の申請がなされた場合においては、市町村は、当該申請者が免除対象被保険者に該当すると認めた場合であって免除措置の期間内であるときは、免除証明書の発行を行う。

第2 食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて

1 食費及び居住費等に関する補助の対象者について

震災特別法第90条から第92条までの規定による食費及び居住費等に関する補助の対象者は、局長通知第三の一の2①、3①及び4①に定めるとおり、免除対象被保険者とする。

2 食費及び居住費等に関する補助の適用期間について

(1) 1の食費及び居住費等に関する補助は、平成23年3月11日(第1の1(1)⑥又は⑦に該当する被保険者については指示があった日、⑧に該当する被保険者については、特定避難勧奨地点として、特定した旨の通知があった日、第1の1(2)①又は②に該当する被保険者については、免除を受ける世帯に属することとなった日)から、局長通知第三の一の2①、3①及び4①に定めるとおり、平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に、免除対象被保険者が受けた

特定介護サービス、特定介護予防サービス又は旧措置入所者に係る指定介護福祉施設サービスについて適用する。

- (2) (1) の厚生労働大臣が定める日は、現在のところ平成23年8月31日を予定しているが、この日付は第1の1 (1) ①に規定する市町村における災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の実施状況如何により延長されることがあり得る。延長された場合においては、その時点で通知することとしているが、その際、再度、期限について周知徹底をお願いする。

3 認定証について

- (1) 1に規定する食費及び居住費等に関する補助の対象者は、介護保険施設等、特定介護予防サービス事業者又は特定介護老人福祉施設から特定介護サービス、特定介護予防サービス又は旧措置入所者に係る指定介護福祉施設サービスを受ける際に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号。以下「震災特別省令」という。）第30条第3項（第31条及び第32条において準用する場合を含む。）に規定する認定証（別添様式第2）を被保険者証に添えて当該介護保険施設等、特定介護予防サービス事業者又は特定介護老人福祉施設に提示しなければならない。
- (2) その他の取扱いについては、第1の3 (2) から (7) までに定める取扱いに準じる。

4 食費及び居住費等に関する補助の申請手続について

- (1) 食費及び居住費等に関する補助の申請手続は、震災特別省令第30条から第32条までに定めるところによる。

※ 申請書の様式については、別添様式第3を適宜活用いただきたい。

ただし、り災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、申請に当たり必要な添付書類等を省略する等の柔軟な取扱いを行って差し支えないこと。また、食費及び居住費等に関する補助の申請手続について第1の3に定める利用料免除の申請手続と一体的に行う等、申請を行う被保険者の負担の軽減に努めるようお願いする。

- (2) その他の取扱いについては、第1の4 (2) から (5) までに定める取扱いに準じる。

5 食費及び居住費等の還付について

食費及び居住費等の還付については、第1の5に定める取扱いに準じる。

6 事業者への支払について

食費及び居住費等の補助を行う場合には、事業者による代理受領の方法をとることにより利用者の負担軽減を図りたいが、当該補助に係る事業者による市町村への請求方法等についての詳細は別途通知する。

第3 利用料の免除等に要する費用に対する財政支援について

東日本大震災における利用料の免除並びに食費及び居住費等の補助に係る保険者の対応については、第一次補正予算に計上された介護保険災害臨時特例補助金により国庫補助を行うこととし、交付要綱は別途通知する。

第4 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

東日本大震災による被害を受けたことにより保険料を減免された被保険者の減免額については、第一次補正予算に計上された介護保険災害臨時特例補助金により国庫補助を行うこととし、国庫補助の算定に当たっての基準は別途通知する。